



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

1172	指定障害福祉サービス事業者の廃止	(障害福祉課).....	1
1173	指定障害福祉サービス事業者の指定	(").....	1
1174	"	(").....	2
1175	"	(").....	2
1176	農用地利用配分計画の認可	(経営支援課).....	2
1177	地域森林計画の案の縦覧	(林業振興課).....	2
1178	"	(").....	3
1179	"	(").....	3
1180	保安林予定森林	(森林整備課).....	3
1181	"	(").....	4
1182	保安林の指定施業要件変更予定	(").....	4
1183	道路の区域変更	(道路保全課).....	5
1184	道路の供用開始	(").....	5
1185	"	(").....	5
1186	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課).....	5

○ 公告

入札公告	(総務事務集中課).....	6
------	----------------	---

告 示

和歌山県告示第1172号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

平成28年10月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3012520296	ジョイナス	東牟婁郡那智勝浦町朝日二丁目36番地2号	就労継続支援A型	合同会社ニューフィールド那智勝浦	東牟婁郡那智勝浦町朝日二丁目36番地2号	平成28.9.30

和歌山県告示第1173号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成28年10月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3011000621	リハビリ橋本Ⅱ	橋本市柱本40番地100	生活介護	身体障害者	社会福祉法人ゆたか会	橋本市柱本22番地	平成28.10.1

和歌山県告示第1174号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成28年10月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3011800350	生活介護事業所らふ	岩出市西国分735番地の1	生活介護	知的障害	有限会社らふ	岩出市山崎52番地の30	平成28.10.1

和歌山県告示第1175号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成28年10月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3011310145	障害者就労支援施設リンドウ	伊都郡かつらぎ町大字大谷841番地の3	就労継続支援A型	特定なし	一般社団法人見好障害者就労支援センター	伊都郡かつらぎ町大字佐野799番地	平成28.10.1

和歌山県告示第1176号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により、次の土地に関する農用地利用配分計画を平成28年10月7日に認可した。

平成28年10月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第59号	西牟婁郡すさみ町周参見字大関2553-1外5筆

和歌山県告示第1177号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第5項の規定に基づき地域森林計画を変更するので、次のとおり当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

平成28年10月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 森林計画区の名称

紀中森林計画区(有田市一円、御坊市一円、有田郡一円及び日高郡一円)

2 縦覧場所

和歌山県農林水産部森林・林業局林業振興課、有田振興局農林水産振興部林務課及び日高振興局農林水産振興部林務課

3 縦覧期間

平成28年10月18日から同年11月11日まで

和歌山県告示第1178号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第5項及び同法第39条の4第1項の規定に基づき地域森林計画を変更するので、次のとおり当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

平成28年10月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 森林計画区の名称

紀南森林計画区(田辺市一円、新宮市一円、西牟婁郡一円及び東牟婁郡一円)

2 縦覧場所

和歌山県農林水産部森林・林業局林業振興課、西牟婁振興局農林水産振興部林務課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課

3 縦覧期間

平成28年10月18日から同年11月11日まで

和歌山県告示第1179号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の規定に基づき地域森林計画を立てるので、次のとおり当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

平成28年10月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 森林計画区の名称

紀北森林計画区(和歌山市一円、海南市一円、橋本市一円、紀の川市一円、岩出市一円、海草郡一円及び伊都郡一円)

2 縦覧場所

和歌山県農林水産部森林・林業局林業振興課、海草振興局農林水産振興部林務課、那賀振興局農林水産振興部林務課及び伊都振興局農林水産振興部林務課

3 縦覧期間

平成28年10月18日から同年11月11日まで

和歌山県告示第1180号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成28年10月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 保安林予定森林の所在場所 東牟婁郡古座川町添野川字平井川西平山1605の1

2 指定の目的 水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1181号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成28年10月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 保安林予定森林の所在場所 東牟婁郡古座川町西赤木字上小森山422、字下モ小森山423

2 指定の目的 水源の涵養^{かん}

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1182号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成28年10月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 日高郡日高川町(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1183号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年10月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 日置川大塔線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
西牟婁郡白浜町大古字観音前515番地先から同町大古字太間前505番9地先まで	旧	8.40 } 8.50	10.60	
同上	新	8.40 } 11.60	10.60	

和歌山県告示第1184号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年10月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 日置川大塔線

供用開始の区間 西牟婁郡白浜町大古字観音前515番地先から同町大古字太間前505番9地先まで

供用開始の期日 平成28年10月18日

和歌山県告示第1185号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年10月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 日置川大塔線

供用開始の区間 西牟婁郡白浜町大古字太間前502番1地先から同町大古字太間前494番2地先まで

供用開始の期日 平成28年10月18日

和歌山県告示第1186号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」

という。)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成28年10月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

谷上(I-1348)、稲成町谷上1(I-4223)、稲成町谷上2(I-4225)、稲成町谷上3(II-5595)、稲成町谷上4(II-5596)、稲成町谷上6(II-5598)、稲成町谷上7(II-5599)、稲成町谷上8(II-5600)、稲成町谷上9(II-5657)、稲成町谷上10(II-5658)、稲成町谷上12(II-5660)、稲成町谷上13(II-5661)、稲成町谷上14(II-5662)、稲成町谷上15(II-5663)、稲成町谷上16(II-5664)、稲成町平岩(III-3037)、稲成町谷上20(III-3040)、稲成町谷上21(III-3041)、稲成町谷上22(III-3042)、天王原(I-1355)、荒光2(I-1356)、荒光(I-1357)、荒光・荒光(I-1358)、荒光(I-2304)、稲成町谷下1(I-4229)、稲成町谷下3(I-4230)、稲成町谷下2(I-4231)、稲成町荒光1(I-4254)、稲成町荒光2(I-4255)、稲成町谷上17(II-5681)、稲成町谷下4(II-5684)、稲成町谷下5(II-5685)、稲成町谷下6(II-5686)、稲成町谷上18(II-5687)、稲成町荒光4(II-5754)、稲成町荒光5(II-5755)、稲成町荒光6(II-5756)、稲成町谷下15(III-3053)、稲成町荒光7(III-3179)、稲成町荒光8(III-3180)

3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

4 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び西牟婁振興局建設部並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

入札公告

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定に基づき公告する。

平成28年10月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達年度及び調達案件番号

平成28年度 調達案件番号 20160030047号

(2) 調達案件名

和歌山県民文化会館大ホール舞台吊物機構更新備品

(3) 調達物品の名称及び数量

和歌山県民文化会館大ホール舞台吊物機構更新備品 一式

(4) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(5) 納入期限

平成29年1月31日(火)

(6) 納入場所

和歌山県民文化会館大ホール

(和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地)

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成24年和歌山県告示第340号）の規定に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加資格者名簿の営業種目「その他物品関係」に登録されている者であること。

また、この一般競争入札に関して新たに入札参加資格の申請をする場合には、入札説明書により必要な申請を行うこと。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県会計局総務事務集中課

(2) 期間

平成28年10月18日（火）から同年11月8日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

4 入札説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

3の（1）に同じ。

(2) 期間

3の（2）に同じ。

5 一般競争入札の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の場所及び日時

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県会計局総務事務集中課入札室（本館2階）

イ 入札日時

平成28年11月17日（木）午前10時から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) 前号の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により平成28年11月16日（水）午後5時までに和歌山県会計局総務事務集中課に必着するように行わなければならない。

6 電子入札

この入札は、書面による入札及び開札手続のほか、県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札（以下「電子入札」という。）及びその開札手続により行うものとし、この場合の入札の日時及び開札日時等は以下のとおりとする。

(1) 電子入札は、平成28年11月16日（水）午前9時から同月17日（木）午前9時45分までに行うこと。

(2) 開札日時及び場所

5の(1)と同じ。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額で入札すること。

8 入札保証金に関する事項

入札保証金は、和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第87条第4号の規定により免除とする。

9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の認定について虚偽の確認申請を行った者がした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県から入札参加資格要件適格認定の通知を受けた者であっても、認定後入札参加資格の停止の措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等入札時点で2に掲げる要件を満たしていない者のした入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札において、入札者が立ち会わない場合(当該入札者が電子入札を行った場合を除く。)には、当該入札事務に関係のない和歌山県会計局総務事務集中課の職員を立ち合わせるものとする。
- (3) 和歌山県財務規則第102条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県会計局総務事務集中課の職員にくじを引かせるものとする。ただし、同価の入札をした者の中に電子入札をした者がいる場合には、その者について別に定める方法によりくじを引くことができるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 その他

- (1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

ア 名称

和歌山県会計局総務事務集中課

イ 所在地

郵便番号 640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2294

ファクシミリ番号 073-441-2288

- (2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (3) 契約書作成の要否
要
- (4) 契約の締結における議会の議決の要否
否
- (5) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達物品についての調達手続の停止等があり得る。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :
Renewal of the Stage Rigging System at the main hall of Wakayama Prefectural Cultural Hall : 1 set
- (2) Time limit for tender :
10:00 a.m. 17 November 2016
- (3) Contact point for the notice :
Business Center Division, Accounting Bureau, Wakayama Prefectural Government,
1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan
TEL 073-441-2294
FAX 073-441-2288